

調剤申し合わせ

国立療養所宮崎東病院薬剤科

1、薬袋書記について

- (1) 処方箋に用法が記載してあるものはその用法に従う。記載してある用法が、添付文書に記載（例 ベイスン錠 食直前）してある用法と異なる場合は疑義照会する。
- (2) 用法記載のない場合は、原則食後とする。ただし添付文書に記載してある用法と異なる場合は疑義照会する。以後は前用法に従う。

2、錠剤及びカプセル剤の調剤について

- (1) 原則として院内で登録された薬剤（剤形、含量）を使用する。
- (2) 以下のような処方の場合は半錠のみ分包し、その薬品名を印字し薬袋は別とする。
- 例) ワーファリン錠 (1mg) 3.5T 1X 3錠はヒートシールで、半錠を分包し、ワーファリンと印字する。ワーファリンのみの薬袋をつくる。
- (3) 割線のない錠剤を分割する際、清潔な半錠君等で半錠にして分包する。ただし、遮光保存の錠剤を、半錠又は粉末化の指示があった場合には処方医に照会する。
- 例) ザンタック (150) セレスタミン、チウラジール (50) デパス (0.5) トリプタノール (10) バイミカード (10) バイロテンシン (5) 等
- (4) ジゴシン錠の半錠を分包する際、ジゴシンと印字する。糖尿病薬の半錠を分包する際、その薬品名を印字する。
- (5) 錠剤の粉末化、脱カプセルの指示がある場合、1包量が0.3g未満の時には、賦形剤（乳糖）を加えて1包量0.3gとして分包する。ただし、カプセルの中身が顆粒状のものは賦形しない。
- (6) 錠剤及びカプセル剤の1包化については、医師の指示があった場合、1回分ずつ1包化する。
- (7) 2分割以外の分割と糖衣錠の2分割については、つぶして調剤する。
- 3、散剤の調剤について
- (1) 散剤は、原則として1回服用量を1包とする。
- (2) 散剤の賦形は、1回量が0.3g未満のとき、賦形剤を加えて0.3gとする。ただし、顆粒剤、抗生剤（ドライシロップ）カマグ、ネオイスコチンは賦形しない。また、賦形剤は原則として乳糖で行うが、イスコチンの賦形にはデンプンを用いる。
- (3) ドライシロップは水剤とせず、散剤のまま調剤する。
- (4) 同一薬袋で2種類以上の散剤が識別困難な場合（同色、同性状）マジックで色分けまたは印字して、患者が識別できるようにする。
- (5) 小児科の抗生剤は、原則として単品で分包するが、1処方中2種類以上ある場

合は混和して分包する。

(6) 散剤の調剤は処方番号を優先して調剤する。(処方番号が異なる場合、同一投薬回数でも混和せず別分包とする)

(7) メーカーのヒートシール製品がある場合はそれを使う。

当院のメーカーヒートシール製品

アローゼン(0.5g) SM散(1.3g) 漢方薬、シナール(1g) ソロン
細粒(1g) ノイエルS(0.5g) PL顆粒(1g) 幼児用PL顆粒(1g)
マーズレンS(0.67g) マーロックス懸濁内服用(1.2g) ミルラクト
(0.5g)

4、内用液剤の調剤について

(1) 小児用シロップの調剤は、原則として目盛り調剤とする。その際加える水は(原則として精製水)最少量で直近上位とし、マジックで1回量毎の印をつける。尚、1週間分を投薬瓶1本で調剤する。

(2) 8日以上の投薬日数で水薬瓶が2本以上になる場合、1本のみ水を加えて目盛り合わせを行い、他のものには目盛りのみ印をつけ、患者に服用する際、水を加えるように説明する。尚、水を加えた水薬瓶をNo.1、水を加えていない水薬瓶をNo.2とマジックで記載し、No.1から服用するように説明する。

(3) アルロイドGは原液のままで調剤する。その際、計量カップの1回量にマジックで印をつけて患者に説明する。

5、院内製剤について

(1) 当院で院内製剤しているものは、内服用5品目、外用2品目計7品目である。

内服1 硫酸アトロピン1%散

硫酸アトロピン原末 1g + 乳糖 99g = 100g

内服2 ファンギゾンシロップ(10%) 1mL 24日分

(原液24mLを1本患者さんに渡す)

内服3 ファンギゾンシロップ(10%) 2mL 24日分

(原液24mLを2本患者さんに渡す)

内服4 ファンギゾンシロップ(10%) 1mL 5日分

(100倍希釈して500mL 1本患者さんに渡す)

内服5 ファンギゾンシロップ(10%) 2mL 5日分

(100倍希釈して500mL 2本患者さんに渡す)

外用1 0.5%イソジン・グリセリン液

ポピヨドン液(10%) 5mL + グリセリン 95mL
= 100mL

(外用の滅菌投薬瓶を使用)

外用 2 1 % イソジン・グリセリン液
ポピヨドン液(10%) 10 mL + グリセリン 90 mL
= 100 mL
(外用の滅菌投薬瓶を使用)

附則 平成14年6月10日から実施する。

附則 平成14年7月23日一部改正する。

附則 平成15年7月15日一部改正する。